

第1章 データヘルス計画の背景と目的

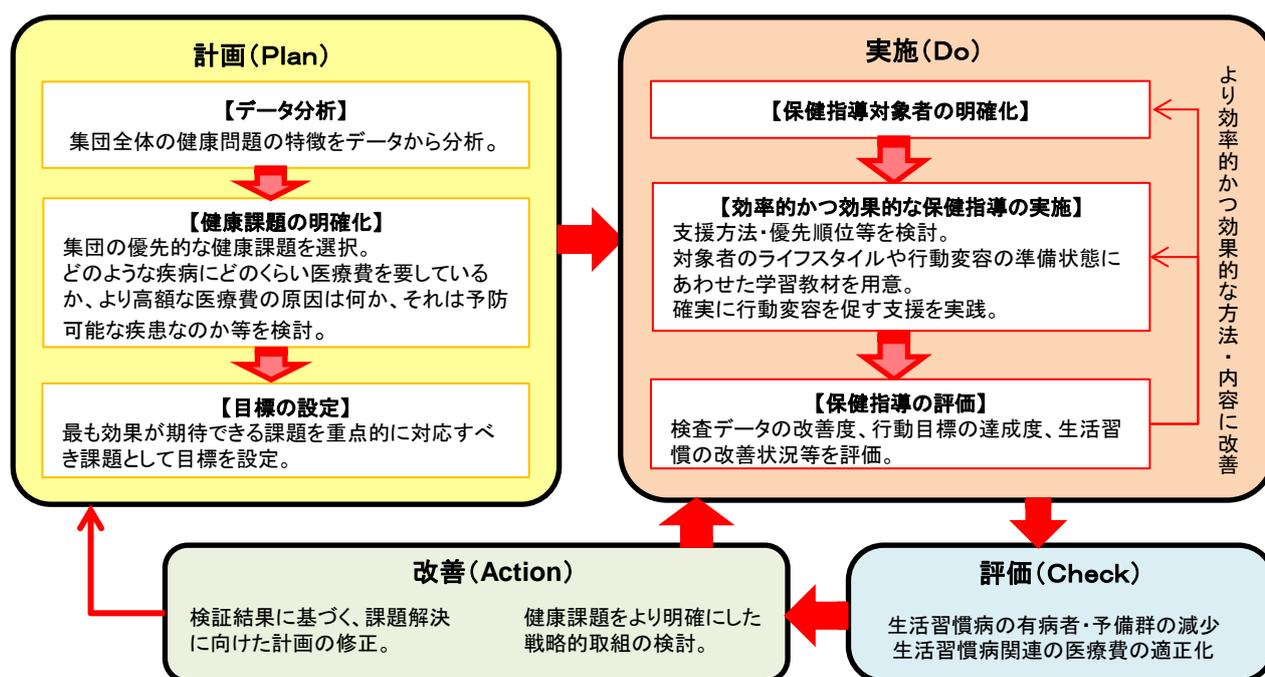
1 計画策定の背景

近年、診療報酬明細書(レセプト)や特定健康診査等の結果については、電子データにより請求及び提出されるようになったことから、医療保険者においては、被保険者の健康状況や医療機関への受診状況などを容易かつ正確に把握して、データに基づいた保健事業を行うことが出来るようになりました。

そうした中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析に基づくデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国民健康保険が同様の取組を行うことを推進する。」との方針が打ち出されました。

その方針を踏まえ、厚生労働省は平成26年3月に保健事業の実施に関する指針の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされました。(図表1)

図表1 保健事業(特定健康診査・特定保健指導)のPDCA サイクル



資料:厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】

2 計画策定の目的

本町では、平成20年4月より生活習慣病等疾病予防を目的に特定健康診査等実施計画を策定し、その5年後の平成25年4月に計画を見直し、第2期特定健康診査等実施計画を策定して、特定健康診査の受診率向上や特定保健指導の充実を目標に事業を進めておりますが、特定健康診査の受診率等は低い状態が続いています。

そこでデータヘルス計画を策定し、これまでの保健事業の振り返りやデータの分析によって健康課題の把握や効果的な事業の実施方法等を見定めて、本町の特性に合わせた保健事業の展開を進めております。

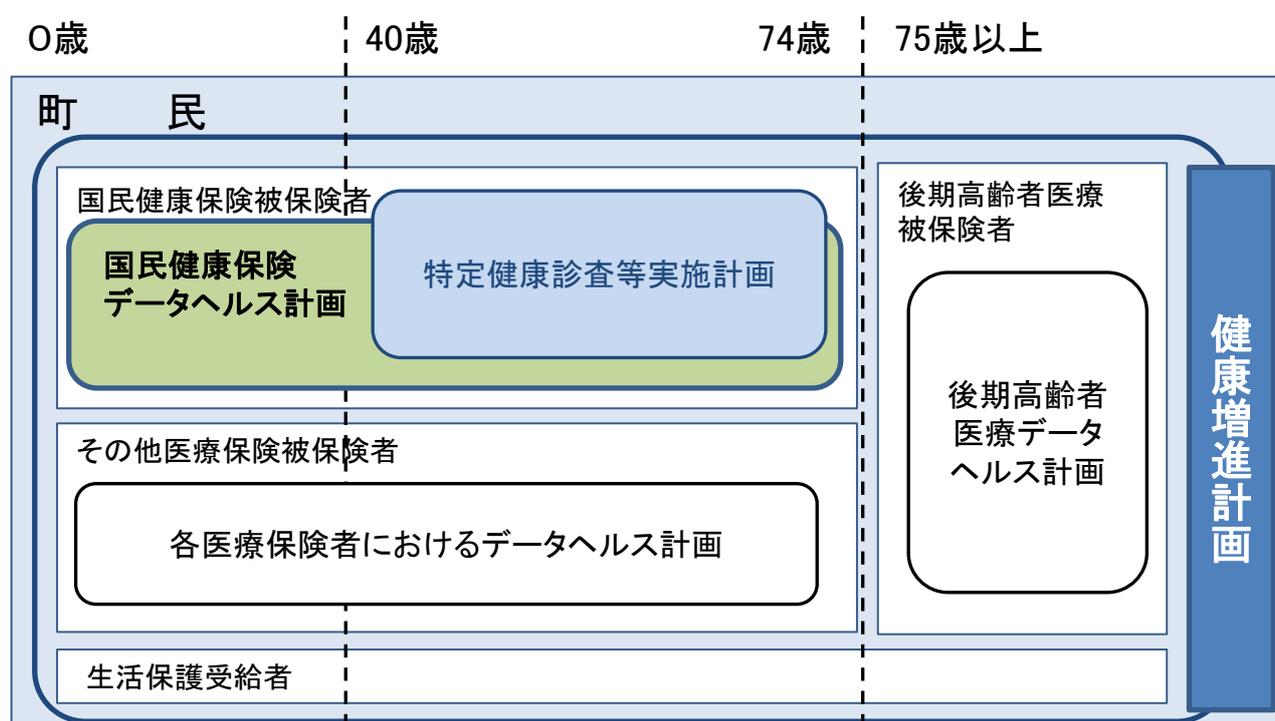
3 計画の期間

本計画の期間は、第3期として令和6年度から令和11年度までの6年間とし、第4期特定健康診査等実施計画を含め策定しました。

4 計画の位置づけ

データヘルス計画に基づく事業の実施等については、本町の健康増進計画や特定健康診査等実施計画と整合性を図り、連携した事業の実施を進めます。

図表2 関連計画との位置付け



5 運営体制

計画の策定は、国民健康保険の主管課である住民課並びに保健事業の実務を担う保健センターが主体となっており、医師会や町民の意見を反映し、取りまとめました。

計画の推進、評価、評価に基づく改善指摘、計画の修正については、保健医療サービスの提供側、被保険者等が参画する湯河原町国民健康保険運営協議会（被保険者代表4名、保険医・薬剤師代表：医師2名、歯科医師1名、薬剤師1名、公益組織代表：民生委員児童委員協議会2名、母子保健推進員2名）に諮り、進めます。なお、事業によっては必要に応じ、町内の団体・組織、外部有識者等を活用し、進めます。